

## 第2節

# 防衛省・自衛隊と 地域社会・国民とのかかわり

本章の冒頭に述べたとおり、防衛省・自衛隊のさまざまな活動は、防衛省・自衛隊のみですべてを行えるものではない。国民一人ひとり、そして、地方公共団体などの理解と協力があって初めて可能となる。

本章第1節で説明した内容の他にも、さまざまな形で地域社会、国民から支援と協力を得て、自衛隊はその任務を遂行している。また、自衛隊からも、民生支援としてさまざまな協力活動を行っている。こうした活動は、地域社会・国民と自衛隊相互の信頼をより一層深め、防衛基盤の充実・強化に寄与しているだけでなく、隊員に誇りと自信を与えている。

また、防衛施設<sup>1</sup>がその機能を十分発揮させるためには、その周辺地域との調和を図り、周辺住民の理解と協力を得て、常に安定して使用できる状態を維持することが必要である。このため、防衛施設の設置・運用が周辺住民の生活に及ぼす影響をできる限り少なくするよう配慮している。

こうした観点から、本節では、防衛省・自衛隊と地域社会・国民とのかかわり、また、国民の理解と協力を得るべく防衛省・自衛隊が行っている活動や施策について説明する。

### 1 地方公共団体などによる自衛隊への協力

#### 1 自衛官の募集および就職援護への協力

前節に述べたとおり、厳しい募集環境および雇用情勢の中、より質の高い人材を確保し、また、比較的若い年齢で退職する自衛官が再就職しやすいようにするためには、地方公共団体や関係機関の協力が不可欠である。

参照 > 1節2 (P267)

#### 2 自衛隊の活動への支援・協力

自衛隊の駐屯地や基地は、すべての都道府県に所在し、

地域社会と密接なかわりを持っている。自衛隊が、各種行動を行うためには、地元からのさまざまな支援・協力が不可欠である。また、地元の住民や各種団体をはじめ、国民から多くの激励を受けている。

こうした地元からの支援・協力活動に加え、国際平和協力業務などに従事する隊員に対しても、国民から多くの激励の手紙などが送られている。これらは、隊員の士気を高め、自衛隊が国民とともにあることへの自覚を強めるものである。

### 2 市民生活の中での活動や社会に貢献する活動

自衛隊は、防衛大綱に示された役割のほかに、地方公共団体や関係機関などからの依頼に基づき、国民とかわるさまざまな分野で、民生支援活動を行っている。一例として、本年7月7日から9日の北海道洞爺湖サミッ

トにおいては、関係機関と連携しつつ、要人輸送、警戒監視、駐屯地などの警護、不測事態対処などを行った。これらは、国民と自衛隊相互の信頼をより一層深めるものでもあり、防衛基盤の充実・強化に寄与している。また、

1) 自衛隊が使用する施設と日米安保条約に基づき在日米軍が使用する施設・区域の総称であり、演習場、飛行場、港湾、通信施設、営舎、倉庫、弾薬庫、燃料庫などをさす。

これらの活動は、隊員に日頃から国民生活に役立っているという誇りと自信を与えている。

参照 > 資料74～75 (P391)



北海道洞爺湖サミットに参加する福田内閣総理大臣を陸自の特別輸送ヘリコプター-EC-225LPで輸送(本年7月)

### 3 防衛施設と周辺地域との調和を図るための施策や環境保全への取組

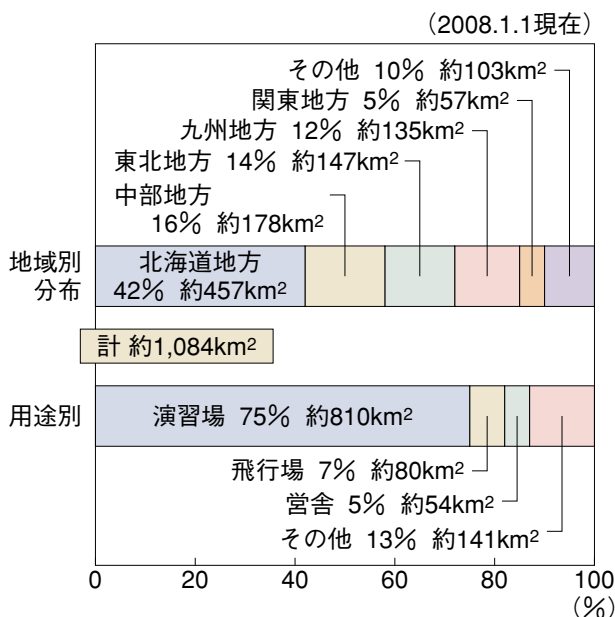
#### 1 防衛施設の規模と特徴

防衛施設の用途は、演習場、飛行場、港湾、営舎など多岐にわたる<sup>1)</sup>。防衛施設には、広大な土地を必要とするものが多い。また、わが国の地理的特性から、狭い平野部に都市や諸産業施設と防衛施設が競合して存在している場合もある。特に、経済発展の過程で多くの防衛施設

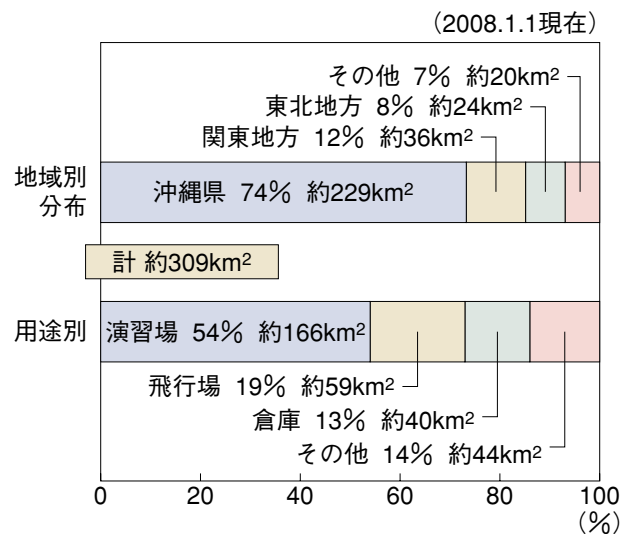
の周辺地域で都市化が進んだ結果、防衛施設の設置・運用が制約されるという問題が生じている。また、航空機の頻繁な離着陸や射撃・爆撃、火炮による射撃、戦車の走行などが、周辺地域の生活環境に騒音などの影響を及ぼすという問題もある。

(図表Ⅲ-4-2-1・2 参照)

図表Ⅲ-4-2-1 自衛隊施設(土地)の状況



図表Ⅲ-4-2-2 在日米軍施設・区域(専用施設)の状況



1) 防衛施設の土地面積は、本年1月1日現在、約1,397km<sup>2</sup>(自衛隊施設の土地面積(約1,084km<sup>2</sup>)と在日米軍施設・区域(専用施設)の土地面積(約309km<sup>2</sup>)と地位協定により在日米軍が共同使用している自衛隊施設以外の施設の土地面積(約4km<sup>2</sup>)を合計した土地面積)であり、国土面積の約0.37%を占める。このうち、自衛隊施設の土地面積の約42%が北海道に所在する。また、用途別では、演習場が全体の約75%を占める。一方、在日米軍施設・区域(専用施設)の土地面積のうち約38km<sup>2</sup>は、地位協定により、自衛隊が共同使用している。

## 2 防衛施設をめぐる諸問題と各種施策への取組

防衛施設は、わが国の防衛力と日米安全保障体制を支える基盤として、わが国の安全保障に欠くことのできないものであり、常に安定して使用できる状態を維持することが必要である。そのため防衛省は、図表Ⅲ-4-2-3で示す施策を行い、防衛施設と周辺地域との調和を図り、周辺住民の理解と協力を得よう努めている。

なお、このような施策の広報の一環として、北関東防

衛局においては、航空自衛隊百里基地周辺地域在住の小中学生を対象として、「防音工事の助成・民生安定施設の助成等により整備された学校、公園等において遊ぶ友達・家族」を題材とした作品を募集し、本年4月に絵画展を開催したところである。

参照 > 資料76 (P392)

その中でも、飛行場周辺については、以前から、住宅防音工事への助成をはじめとする生活環境の整備などの施策を重点的に講じてきたが、騒音被害などに起因する訴訟など<sup>2</sup>が生じた。

このようなことから、防衛省は、とるべき施策のあり方の検討の資とするため、01（平成13）年、部外の有識者による「飛行場周辺における環境整備の在り方に関する懇談会」を設置し、翌年、同懇談会は、報告書を取りまとめた<sup>3</sup>。

防衛省としては、住宅防音工事への助成をはじめとする生活環境の整備などの施策について、同懇談会からの報告書に盛り込まれた提言などを踏まえ、防衛施設周辺の騒音実態を把握し、実情を考慮して住宅防音工事の対象区域を適切に見直しを行うとともに、新たな施策の充実に努めている。

（図表Ⅲ-4-2-3・4・5 参照）

参照 > 資料77 (P392)

図表Ⅲ-4-2-3  
防衛施設と周辺地域との調和を図るための施策

目的	施策	事業内容
騒音障害を防ぐ	防音工事の助成	○小・中学校・幼稚園などの教育施設、病院・診療所などの医療施設、保育所、老人デイサービスセンター、特別養護老人ホームなどの社会福祉施設 ○住宅
	移転補償など	○建物などの移転などの補償 ○土地の買入れ ○移転先地の住宅などの用に供する土地に係る道路、水道、排水施設その他の公共施設整備
	緑地帯の整備	○植樹、草地整備など
騒音以外の障害を防ぐ	障害を防ぐ工事の助成	○河川改修、用排水路、ダム、ため池、ポンプ場、道路、下水道、テレビ放送の共同受信施設など
生活・事業上の障害をやわらげる	民生安定施設の助成	○学習など供用施設 ○ごみ、し尿処理施設、消防施設、公園、道路、緑地、公民館、図書館、老人福祉センター、養護老人ホームなど ○農業用施設 ○漁業用施設
周辺地域への影響をやわらげる	特定防衛施設周辺整備調整交付金の交付	○交通・レクリエーション・社会福祉施設などの公共用施設の整備



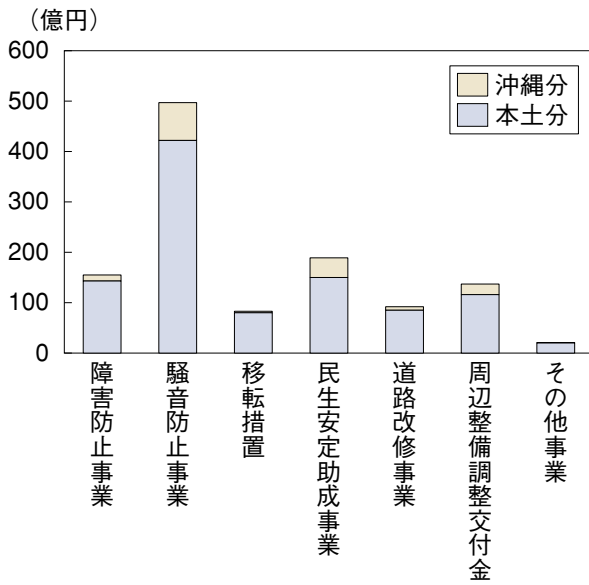
基地周辺対策として道路改修を行った  
羽村市道201号線

2) ①小松飛行場（石川県）など5飛行場の周辺住民からの夜間の離着陸の差止め請求、騒音被害に対する損害賠償請求などを内容とする訴訟の提起および確定判決における「過去の損害賠償」の認容、②騒音に不満を持ちつつも訴訟を起こさない住民の不公平感を背景に騒音訴訟判決で請求が認められた過去の損害賠償に相当する金銭補償やこのような補償の制度化などを求める運動（いわゆる公平補償を求める運動）の生起、③防衛施設周辺の地方公共団体や住民からの各種施策の拡充などの要望

3) <<http://www.mod.go.jp/j/delibe/kondankai/hokoku.pdf>>参照

図表Ⅲ-4-2-4

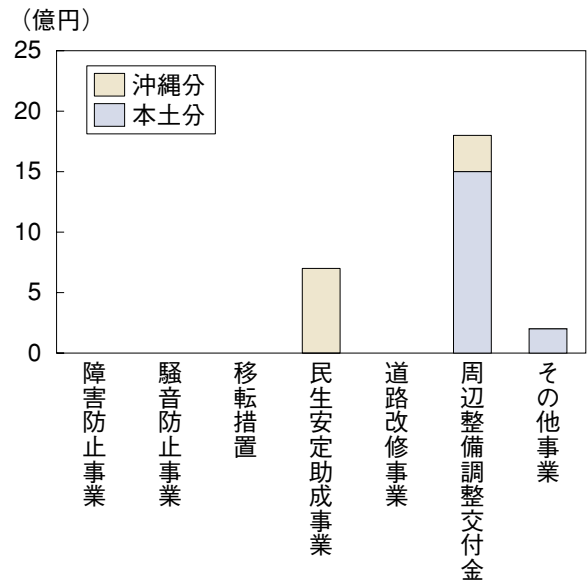
平成20年度基地周辺対策費（歳出ベース）



図表Ⅲ-4-2-5

平成20年度SACO関係経費

（SACO事業の円滑化を図るための事業）（歳出ベース）



注：その他の事業とは、緑地整備である。

小学生絵画展 入賞作品



大場 愛梨香さん



成島 愛さん



大畑 真子さん



藤岡 裕真さん



石川 阿佑美さん



山本 珠紀さん

### 3 環境保全への取組など

防衛省は、政府の一員として、政府の各種計画に基づき実施計画などを作成し、環境へのさまざまな取組について積極的に推進を図っている<sup>4</sup>。

01（平成13）年から、「防衛省環境月間、環境週間」を定め、全国の駐屯地なども含めて、地球温暖化防止など環境保全のための各種行事を行い、隊員などの環境保全意識の高揚を図っている。

また、自衛隊は、その施設や装備を維持管理するにあたり、環境保全の徹底や環境負荷の低減のための各種取組<sup>5</sup>を推進している。

### 4 地方における防衛行政の拠点

防衛省と地方との関係は重要性を増している。このため、昨年9月、防衛施設庁の廃止・統合に際し、防衛施設庁の地方支分部局である防衛施設局と装備本部の地方機関を統合し、防衛政策にかかわる地方との調整・協議など、地方における防衛行政全般についての拠点を担う地方防衛局を防衛省の地方支分部局として設置したところである。

防衛施設局や装備本部地方支部が果たしてきた役割も受け継ぎつつ、防衛省全体の事務を円滑かつ効果的に実施するために、地方公共団体および地域住民の理解および協力を得るための地方協力確保事務として、防衛省の施策や米軍再編に関係した地元説明、防衛施設の整備に伴う各種の地元調整などさまざまな施策を実施している。

## 4 広報活動や情報公開など

わが国の平和と安全を守る防衛省・自衛隊の活動は、国民一人ひとりの防衛省・自衛隊に対する理解と支持があって初めて成り立つものである。このため、防衛省・自衛隊では、国民の関心の高まりや国民への説明責任といった観点から、積極的な広報を行うなど、国民への情報の提供に努めてきたところである<sup>1</sup>。

<<http://www.mod.go.jp/menu/kohokatsudo.html>>参照

### 1 さまざまな広報活動

インド洋における補給支援活動をはじめ国際平和協力活動や災害派遣など、国内外での自衛隊の活動の場の広がりに伴い、国民の自衛隊や防衛問題に対する関心も高まっている<sup>2</sup>。

防衛省・自衛隊は、平素から防衛政策や自衛隊の活動を積極的に広報する必要があるとの認識の下、さまざまな広報活動を通して、変化する国民の意識やニーズ、海外における防衛省・自衛隊への関心の高まりを踏まえつつ、自衛隊の実態がより理解されるよう努めている。

#### (1) ホームページ（<http://www.mod.go.jp>）、パンフレットなど

防衛省・自衛隊は、インターネットによる情報提供・意見聴取、広報ビデオの配信、街頭大型スクリーンにおける各自衛隊の広報CF：コマーシャル・フィルムの放映を行うなど、各種メディアを活用した広報に取り組んでいる。

3-4) 「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの抑制等のため実行すべき措置について定める計画」（07（平成19）年閣議決定）を受け、同年10月に策定した防衛省の実施計画、政府の環境基本計画に基づき03（同15）年に策定した「防衛庁環境配慮の方針」と05（同17）年1月に行った当該方針の見直しなど。防衛省の環境配慮の方針については、  
<<http://www.mod.go.jp/j/info/hairyo/index.html>>参照

5) 具体的には、大気保全、水質保全、リサイクル、廃棄物処理のための対策や環境保全施設の整備、環境調査など。

4-1) 安全保障上の観点などから公開にふさわしくない情報（①部隊運用に支障をきたすおそれがある情報、②関係国との信頼関係が損なわれるおそれがある情報、③個人に関する情報など）もあるものの、引き続き国民の理解に資するよう可能な限りの情報開示に努める方針。

2) 06（平成18）年2月に実施した「自衛隊・防衛問題に関する世論調査」において、約67%の人が自衛隊や防衛問題に関心があると回答。また、自衛隊に対する印象について、「良い」と回答した人は約85%に達した。＊詳細については、資料78を参照。また、同年9月に実施された「自衛隊のイラク人道復興支援活動に関する特別世論調査」では、ニュースなどで見聞きしていた人（約91%）のうち、約72%の人が「評価する」と回答している。

また、防衛省の政策や自衛隊の活動などを説明したさまざまなパンフレットの作成や配布、報道機関への取材協力、広報誌「MAMOR」への編集協力など、自衛隊や防衛に関する正確な情報を、より広く一般の国民へ提供しよう努めている。さらに、自衛隊の海外における活動の活発化に伴い、海外からの防衛省・自衛隊への関心が高まっており、英語版パンフレット（Japan Defense Focus）を年4回発行するほか、定例記者会見への海外メディアの参加推進、防衛省ホームページの英文サイトの充実、英語版防衛白書、各種政策パンフレット・広報ビデオの英語版を作成するなど、海外に向けて情報を発信するための取組も行っている。

このような取組のなか、特に国民的関心の高いインド洋における海上自衛隊の補給支援活動などの施策については、防衛省ホームページや広報誌による特集、ビデオ、パンフレット、地方防衛局主催による防衛問題セミナーの開催などにより重点的な広報を展開している。

## (2) イベント・広報施設など<sup>3</sup>

防衛省・自衛隊は、自衛隊の現状を広く国民に紹介する活動を行っている。この活動には、毎年富士山麓で行われる陸自の富士総合火力演習や、各地での海自の艦艇による体験航海、空自の基地航空祭での航空機の展示飛行や体験搭乗などがある。また、全国に所在する駐屯地や基地では、部隊の創立記念日などに、装備品の展示や部隊見学、音楽隊によるコンサートなどを行っている。さらに、自衛隊記念日記念行事として、自衛隊音楽まつりや観閲式、観艦式、航空観閲式などを行っている。

昨年の自衛隊音楽まつりは、日本武道館で開催し、延べ約4万人が来場した。また、観閲式などについては、陸上・海上・航空自衛隊が交互に主担当となって、観閲式、観艦式、航空観閲式を行い、自衛隊の装備や訓練の成果を国民に紹介している。昨年は、陸自が観閲式を行い、予行を含め約4万2,000人が来場した。なお、本年は、空自による航空観閲式を計画している。



市ヶ谷台ツアー20万人目の見学者に花束を贈呈する  
寺田前防衛大臣政務官

このほか広報施設見学にも積極的に取り組んでおり、例えば、防衛省本省においては、市ヶ谷の本省内施設を誰でも見学できるよう、平日の午前・午後の1日2回、ツアー形式により公開しており、00（平成12）年6月のツアー開始以降、これまで20万人以上の見学者が訪れている。また、各自衛隊においても無料で見学できる広報施設を設けているほか、全国の駐屯地や基地の広報館や史料館の施設も公開している。

参照 > 巻末資料（P420）

## (3) 体験入隊など<sup>4</sup>

自衛隊は、民間企業などからの依頼を受け、体験入隊を行っている。これは、自衛隊の駐屯地や基地に2～3日間宿泊し、隊員と同じような日課で自衛隊の生活や訓練を体験するものである。昨年度は、約1,100件実施し、約2万1,100人が体験入隊した。また、青少年、大学生、女性をそれぞれ対象とした自衛隊体験ツアーなども行っている<sup>5</sup>。

3) イベントなどの細部については、防衛省ホームページ<<http://www.mod.go.jp/j/events/index.html>>参照

4) 陸・海・空自の生活を体験するなどのツアー（ツアー情報は、前述のイベント情報アドレスを参照）

5) 05（平成17）年3月からは、これまでの各種ツアーに加え、幅広い年齢層の女性が気軽に参加できる企画として、「女性のための自衛隊1日見学」を実施している。



女子大生の体験入隊における訓練風景



自衛隊体験ツアーでの特別儀仗訓練の見学

## 2 情報公開制度<sup>6</sup>・個人情報保護制度<sup>7</sup>の適切な運用

防衛省では、01（平成13）年の「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」の施行に伴い、情報公開制度を整備し、防衛省が保有する行政文書の開示請求に対して、同法に基づき行政文書を開示している。また、05（同17）年の「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」の施行に伴い、個人情報保護制度を整備し、防衛省が保有する個人情報の安全確保などのための措置を講ずるとともに、開示、訂正および利用停止請求に対して、同法に基づき保有個人情報の開示などを行っている。

このため、防衛省本省（東京都新宿区）および各地方防衛局・同支局において、開示請求書などの受付や開示の実施などを行っているところである。

<<http://www.mod.go.jp/j/info/joho/johokokai06.pdf>>参照

参照 > 資料79（P396）

## 3 公益通報者保護制度<sup>8</sup>の適切な運用

近年、国民生活の安心や安全を損なう企業不祥事の多くが、事業者内部の関係者などからの通報を契機として明らかになったことを踏まえ、公益通報者保護法が06（平成18）年4月から施行された。

防衛省では、同法の施行に伴い、内部の職員などからの公益通報を処理する制度および外部の労働者からなされた防衛省が処分または勧告などをする法的権限を有する事項に関する公益通報を処理する制度を整備するなどとともに、内部の職員などからの公益通報に関する内部窓口および外部の労働者からの公益通報に関する外部窓口をそれぞれ設置し、公益通報の処理および公益通報者の保護などを実施している。

## 4 政策評価への取組<sup>9</sup>

01（平成13）年、国民本位の効率的で質の高い行政の実現を目的に、政策評価制度が導入され、翌年には、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」が施行された。

これらの方針に基づき、防衛省の政策評価は、防衛省・自衛隊の「わが国の平和と独立を守り、国の安全を保つこと」という目標を達成するための各種の施策などについて、評価を行っている。その評価にあたっては、さまざまな角度（国内・国外情勢、技術革新の動向など）からの分析が必要であることから、総合評価方式を主に採用し、評価している。

昨年度は、「防衛省の視聴覚広報の在り方について」を始め、49件の政策評価を行った。

6) <<http://www.mod.go.jp/j/info/joho/index.html>>参照

7) <<http://www.mod.go.jp/j/info/hogo/index.html>>参照

8) <[http://www.mod.go.jp/j/library/koueki\\_tuho/index.htm](http://www.mod.go.jp/j/library/koueki_tuho/index.htm)>参照

9) <<http://www.mod.go.jp/j/info/hyouka/index.html>>参照